28 8 7

> (受取人 甲

30日まで / 切手を貼らずに お出しください

料金受取人払郵便

水口支店承認

34

差出有効期間 平成31年6月

市長への手紙

主 の

りり

U

り ろ

下記のとおり封筒を作ってください。

①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにしてください。 ②のりしろにのりをつけて貼り合わせてください。

③切手は貼らずにそのままポストへ投函してください。

90

賀市

水口町

水口六〇五三番地

툱

宛

(山折り)

まちづくりに関して広く 皆さんのご意見をお寄せください

※期間後の申請はできません■申請期間 2月1日(木)~28日(水)

、甲賀大原、甲南第一、信楽地子育て政策課(市役所2階)、

信楽地域市民センター2階)、旧支所である土

育て政策課

69-229

わってその児童を養育.

している方。

対象者への個別通知は行いませ

くは左記までお問

わせ

3月30日(金)予定

しているひと

り親家庭、もしくは父中学校に入学される児

か養年お

中学校入学

5 0

 $\widehat{\pm}$

祝日は除く) 8時30分~

17時15分

住まいの方(住民登録がある方)で、

2月1日現在で市内に引き続き

人学支度金の手続きを忘れずに

ひとり親家庭等入学支度金

まちづくりの主役は市民の皆さんです。行政だけで はなく、市民の皆さんとともにオール甲賀でまちづく りを進めることが大切です。子どもから高齢者まで、 誰もが健康でいきいきと活躍できるまちをつくるた め、ご意見やご提言をいただく「市長への手紙」をお待 ちしています。

いただいたお手紙は市長が読ませていただき、ご記 名いただいた方には返信します。「市長への手紙」は、 このページの用紙を切り取っていただくか、広報課や 各地域市民センター等にも置いていますので、ご利用 ください。



のキ

לָּוֹ מ

しょ

広報課 広報広聴係

■ 69-2101
■ 63-4619

所得税の確定申告・住民税申告相談日をチェック ✓



各地域に次の日程で相談日を設けましたので、申告会場をご利用ください。

受付時間 午前の部:9時~11時30分 午後の部:13時~16時

会場	水口	甲南	甲賀	土山	信楽
受付日	水口社会福祉 センター 1 階 福祉ホール	甲南第一地域市民 センター 2階 大会議室	甲賀大原地域市民 センター 2階 会議室	土山開発センター 2階 研修室2A・2B	信楽開発センター 1階 大集会室
2月16日(金)	申告相談日	申告相談日	※2/16(金)~2/22 (木)は開催して いません。	※2/16(金)~2/27 (火)は開催して いません。	申告相談日
2月19日(月)					
2月20日(火)					
2月21日(水)					
2月22日(木)					
2月23日(金)			申告相談日		※2/23(金)~3/6 (火)は開催して いません。
2月26日(月)		※2/26(月)~3/7 (水)は開催して いません。			
2月27日(火)					
2月28日(水)				申告相談日	
3月 1日(木)					
3月 2日(金)					
3月 5日(月)				一个口行成口	
3月 6日(火)	NG 플로벤소 바다! 구나		※3/6(火)~3/15 (木)は開催して いません。		
3月 7日(水)					
3月 8日(木)		申告相談日		※3/8(木)〜3/15 (木)は開催して いません。	申告相談日
3月 9日(金)					701000
3月12日(月)					
3月13日(火)					※3/13(火)~3/15
3月14日(水)					(木)は開催して
3月15日(木)					いません。

○今年の申告から地区、学区割を指定していません。各地域において、初日から数日間は大変な混雑が予想されますので、ご了承ください。 ○上記の申告会場では、平成30年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方のみ。

○下記の申告については、水口税務署の申告会場(水口社会福祉センター福祉ホール)で申告してください。

- ・譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
- ・事業(農業・営業等)による合計収入金額が1,000万円以上の方
- ・雑損控除を受ける方
- ・青色申告、消費税の申告、平成28年分までの確定申告、 死亡された方の申告(準確定申告)
- ・その他複雑な内容の申告

○前年中に収入がない方は、市ホームページに住民税申告書の様式があります。必要事項をご記入の上、税務課まで提出してください。 ○申告会場の開設期間中は、水口税務署庁舎内には申告書作成会場を設けていません。

〔水口税務署からのお知らせ〕

申告相談時のお願い

- ◎申告相談会場は、かなりの混雑 が予想されます。国税庁のホー ムページから、インターネット 申告(e-Tax)をご利用いただけ ます。ぜひ、ご活用ください。
- ◎昨年の確定申告書および収支 内訳書の控えをお持ちの方は、 申告相談に持参してください。
- ◎駐車場の台数が限られていま すので、できるだけ公共交通 機関でご来場ください。

●還付申告会場のご案内

年金受給者および給与所得者*の方を対象に、還付申告会場を開設します。

※収入が「給与のみ」・「年金のみ」・「給与と年金のみ」の方が対象 (他の所得がある方は、還付申告会場では対応していません。)

開設期間 会場 開設時間 水口社会福祉センター 2月13日(火)~ 9時30分~12時 15日(木) 福祉ホール 13時~16時

※お越しの際には、必要書類(源泉徴収票等)、本人確認書類、筆記用具、電卓、 印鑑等(昨年確定申告された方は申告書の控え)をご持参ください。

〈住民税(市県民税)について〉 税務課 市民税係 🔟 69-2128 🖾 63-4574

〈所得税について〉 水口税務署 四 62-0314 (自動音声により案内)